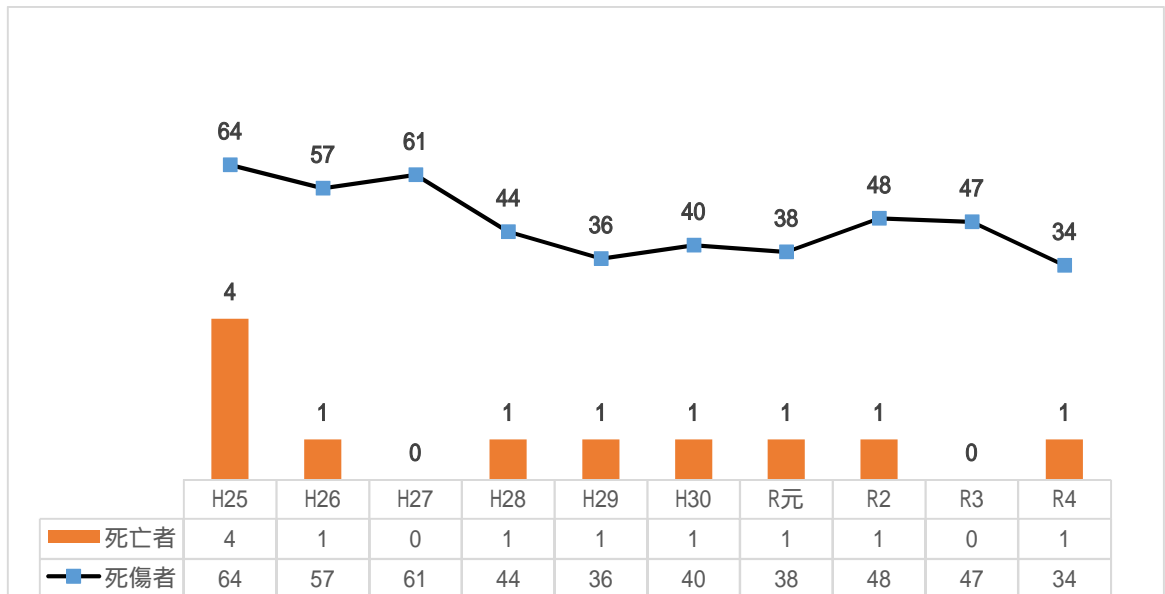


長野県の林業における労働災害の現状

1 休業4日以上死傷者数の推移



- 令和4年の死傷者数 ... 34人(うち、死亡者数1人・対前年1人増加)
- 事故の型別（令和3～4年）

事故の型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	有害物との接触	交通事故（道路）	動作の反動・無理な動作	その他	合計
令和4年死傷者数	6	6	1	<u>2</u>	0	<u>11(1)</u>	1	<u>5</u>	0	0	1	1	34(1)
令和3年死傷者数	5	5	2	<u>9</u>	1	<u>9</u>	3	<u>10</u>	1	1	1	1	47(0)

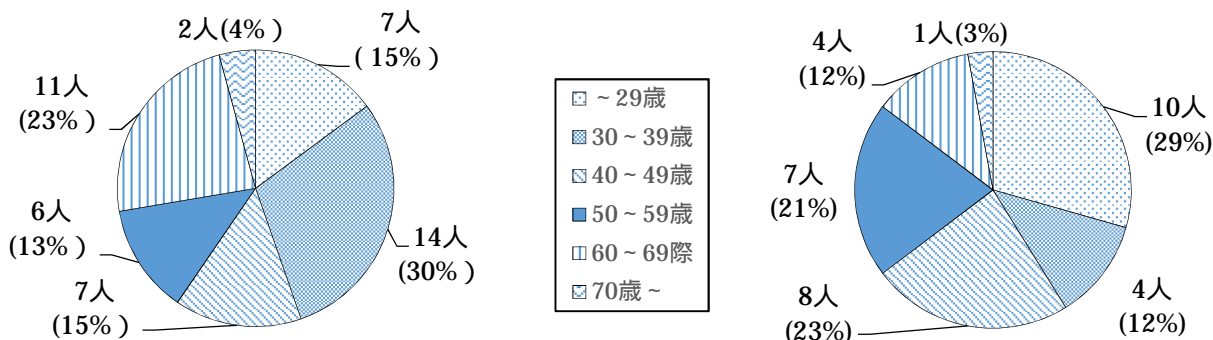
()内は死亡者で内数

- ワ-スト1 「激突され」災害（伐倒木、付近の枯損木など）
- ワ-スト2 「切れ・こすれ」災害（チェーンソー、刈払い機による切傷）
- ワ-スト3 「飛来・落下」災害（枯損木、つるがらみの枝の落下）
- ワ-スト3 「墜落・転落」災害（斜面移動中の転落、枝打ち作業時墜落など）
- ワ-スト3 「転倒」災害（斜面移動中、伐木時の退避時など）

上記ワ-ストについては、2年間の合計で評価している。

林業における「作業別・事故の型別」労働災害発生状況（令和4年）参照
 死亡災害等速報（林業及び他業種で発生した伐木・造材関連災害） 末尾添付

- 年齢別 ... 令和4年は50歳未満の災害が約65%（64.7%）を占める。
林業における年齢別労働災害発生状況（左：令和3年、右：令和4年）



林業就業者の年齢構成（令和元年度・長野県林務部統計）

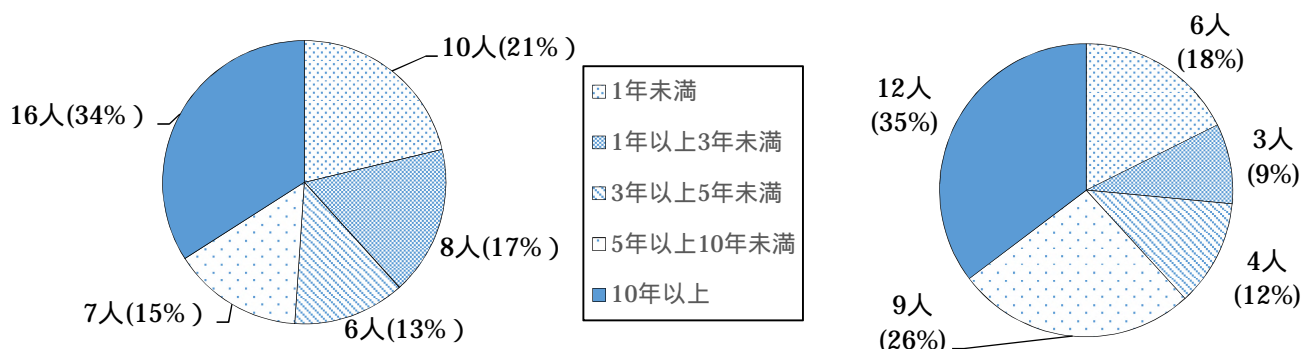
年齢	~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳~
構成比(%)	11.3	20.8	27.3	20.2	20.3

平均年齢：46.8歳

（参考）平成4年度 50歳以上の就業者の割合：約8割

平均年齢：57.3歳

- 経験年数別 ... 5年以上10年未満が26%、10年以上が35%
林業における経験期間別労働災害発生状況（左：令和3年、右：令和4年）



2 林業における労働災害防止の課題と対策

- ・ 林業においては、近年、若年労働者が入職するようになり、年齢別にみると令和3年では50歳以上の労働者が40.5%を占めていたもの、令和4年では50歳未満の労働者が約65%を占めた。
- ・ 経験年数で見ると、令和4年では、5年以上10年未満の労働者が26%、10年以上の労働者が35%を占めた。
- ・ 事故の型別では、依然として「激突され」が多発しており、死亡災害も発生しているところである。引き続き、林業における労働災害防止のために「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」や「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の周知徹底を図っていくこととしている。

令和4年

業種、起因物別 労働災害発生状況 (令和5年1月末とりまとめ)

長野労働局

起因物 業種	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	車両系木材伐出機械等	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	压力容器	化学設備	溶接装置	炉・窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	その他の装置、設備	仮設物、建築物、構築物等	危険物、有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	計
全産業 (構成比)	0	13	43	40	44	151	2	32	187	109	0	1	3	4	1	113	156	43	572	20	81	119	306	51	201	2	2,294
	0.0%	0.6%	1.9%	1.7%	1.9%	6.6%	0.1%	1.4%	8.2%	4.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	4.9%	6.8%	1.9%	24.9%	0.9%	3.5%	5.2%	13.3%	2.2%	8.8%	0.1%	100.0%
製造業	0	11	21	3	34	103	0	7	36	8	0	1	3	4	1	37	42	18	142	15	33	28	48	1	42	0	638
鉱業	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	8
建設業	0	0	17	26	6	10	0	16	24	8	0	0	0	0	0	9	29	2	64	2	23	13	37	1	9	0	296
運輸・貨物取扱業	0	0	0	3	0	1	0	3	74	15	0	0	0	0	0	14	13	2	34	1	2	20	36	3	13	1	235
林業	0	0	3	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	2	0	20	0	1	0	34
農業・畜産業・水産業	0	0	0	0	1	9	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	9	4	8	0	4	1	5	0	2	0	48
その他	0	2	2	6	3	27	0	6	48	76	0	0	0	0	0	52	62	17	320	2	15	57	159	46	134	1	1,035

新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めた令和4年の合計は5,129人、令和3年は2,338人、令和2年は2,063人。

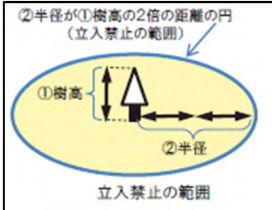
林業における「作業別・事故の型別」労働災害発生状況（令和4年）

	事 故 の 型											計
	墜落・転落	転 倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ、巻き込まれ	切れ、こすれ	踏み抜き	動作の反動、無理な動作	その他	
1 伐木	1	1		1		4		1				8
伐倒木		1		1		3		1				6
かかり木												
歩行中(斜面)						1						1
その他	1											1
2 造材	1	2				2		1				6
玉切り・枝払い						2		1				3
歩行中(斜面)	1											1
その他		2										2
3 集材・運材	1	1				3						5
集材機						1						1
木寄せ集材		1										1
運材												
林内作業車集材	1					2						3
4 造林	1	2	1	1		2		3			1	11
地ごしらえ		1	1									2
植付け												
下刈り								1			1	2
除伐・間伐 (かかり木処理)						1						1
除伐・間伐 (かかり木処理以外)	1	1		1		1						4
枝打ち・つる切り								1				1
松食い虫防除												
歩行中(斜面)								1				1
5 その他	2						1			1		4
計	6	6	1	2		11	1	5		1	1	34

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

<p>災害発生月</p>	<p>令和4年2月</p>
<p>事業の種類</p>	<p>建設業</p>
<p>災害の概要 (注1)</p>	<p>斜面で支障木(樹高:約 20m、アカマツ)にチェーンソーで受け口(地上 1m 強)と追い口を入れ、同樹木の高さ約 9m に取り付けたワイヤーロープをチルホールで巻き取って伐倒したところ、伐倒木の根元部が地面に当たった際に跳ね上がり、伐倒木から見て斜面下方の近くで作業を監視していた被災者に激突した。</p>
<p>再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)</p>	<p>チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には、次のとおり、伐倒木に激突されないよう、安全な距離を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 伐木を行っている場所の下方で、伐倒木が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある場所への立入りを禁止すること。 ● 伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側への伐倒者以外の者の立入りを禁止すること(右図のとおり)。  <p>立木の伐倒作業は、呼子等定められた合図を必ず行い、上図の立入り禁止範囲内に他の作業者がいないことを確認した上で行うことを徹底すること。</p> <p>伐木作業を行う場合には、あらかじめ、地形の状況、伐倒対象の立木の状況等を調査し、この調査結果を踏まえ、作業計画を定め、その計画により作業を行うこと。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 伐木作業における労働災害防止チェックリスト(令和3年9月当局作成・次頁) ● チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン (https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000599584.pdf) ● 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！ ～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象～ (https://www.mhlw.go.jp/content/000524013.pdf) ● チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画(末尾添付)



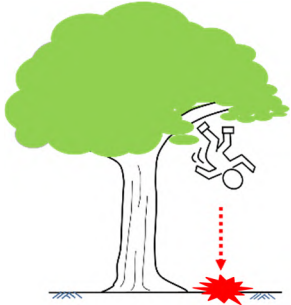



注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和4年6月
事業の種類	
災害の概要 (注1)	<p>施設駐車場の樹木(桜)の剪定を行うため、被災者は木に登り、チェーンソーを用いて枝払い(枝の切り落とし作業)を行っていたところ、高さ約4mの箇所から墜落し、アスファルト舗装路面に頭部を強打して死亡した。</p> <p>保護帽やいわゆる命綱(墜落制止用器具やU字つり用胴ベルト)は未着用であり、墜落危険防止措置は講じられていなかった。</p> 
再発防止・類似災害防止のためのポイント (注2)	<p>樹木の剪定を行う前に、まず、高枝切りバサミ・ノコギリの使用により地上での作業や、作業床上での作業(例:高所作業車の使用)の実施について検討すること。</p> <p>地上や作業床上での作業の実施が困難な場合、脚立や三脚はしご(以下「脚立等」)を用いるようにし、足を滑らせたり、乗った枝が折れるおそれがあるため樹木上での作業は避けること。</p> <p>脚立等を使用する際は、脚立等からの墜落災害も多いことから、脚立等の安定した地面への設置、開き止めの設置、安定した作業姿勢での作業(天板上での作業、身を乗り出した作業等の禁止)を徹底すること(下記、リーフレット参照)。</p> <p>法令規格を満たす墜落制止用器具(いわゆる命綱)を着用・使用する等の墜落危険防止措置を講じること。</p> <p>立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合(フックがかけられない場合など)には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用など</p> <p>墜落時保護用の保護帽(ヘルメット)を着用し、あご紐をしっかりと締めること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● その保護帽(産業用ヘルメット)正しく使用していますか？ (https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/content/contents/hogobou20210930-matsumoto.pdf) ● はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！ (https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/000839289.pdf) <p>(参考) チェーンソーによる伐木作業は特別教育などが必要です</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！ ～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象～ (https://www.mhlw.go.jp/content/000524013.pdf)   


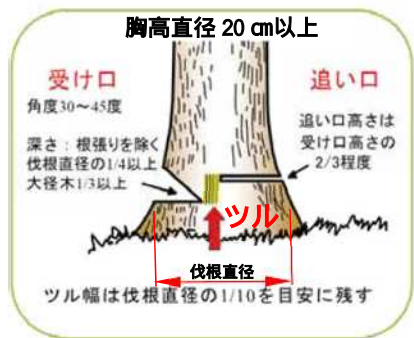




注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

<p>災害発生月</p>	<p>令和4年9月</p>
<p>事業の種類</p>	<p>林業</p>
<p>災害の概要 (注1)</p>	<p>チェーンソーを用いて、偏心した広葉樹(胸高及び伐根直径約40cm、樹高約25m、樹種:ナラ)を伐倒していたところ、追い口切りの途中で幹が縦に裂け上がり、裂けた樹木が被災者に激突した。</p> <p>本件災害の目撃者はおらず、同僚が伐倒木付近で倒れている被災者を発見し、救急搬送先の病院で死亡が確認された。</p> 
<p>再発防止・類似災害防止のためのポイント (注2)</p>	<p>胸高直径(地上約1.2mの高さにおける平均直径)が20cm以上の立木を伐倒するときは伐根直径の1/4以上の深さの受け口を作り、かつ、適当の深さの追い口と、適当な幅の「切り残し(ツル)」を作ること。(右図参照)</p> <p>偏心木等により、裂け上がりが懸念される場合は、ロープ等を追い口の上部に巻きつける等、裂け止め防止のための措置を講じること。</p> <div data-bbox="430 1243 901 1579" style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p>幹の「裂け上がり」の主な原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受け口の深さが浅い ・ 追い口の低さが低い ・ 偏心木の場合で、重心方向(傾いている方向)への伐倒 ・ 受け口会合線()の不一致 () 受け口の下切りと斜め切りの終わりの線 (右図参照) </div>   <p>図 2.13 受け口切りの不一致による影響</p>  <p>図 2.14 裂け上りの可能性が低い追い口の深さ</p> <p>「伐木等の業務に係る特別教育」を含め、労働者に必要な安全衛生教育を行うこと。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！ ～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象～ (https://www.mhlw.go.jp/content/000524013.pdf) ● チェーンソーを用いた伐木作業の安全マニュアル 令和4年度改訂版 (https://www.f-realize.co.jp/batsur04/)  

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものととは限らない。

伐木作業における労働災害防止チェックリスト

伐木作業における悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		☑
・チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン ・林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン 参照		
1	(作業計画の作成) 様式例参照 伐木作業を行うときは、あらかじめ作業場所の地形、伐倒する立木の形状等を調査した上で作業計画を作成し、当該計画に基づいて作業を行っていますか？	
2	(伐倒方法) 胸高直径20cmの伐木作業では受け口を作っていますか？	
3	(伐倒方法) 裏面・図1参照 上記作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「つる」を確保していますか？	
4	(伐倒方法) 裏面・図2参照 伐木時は、伐倒木から樹高の2倍以内の範囲を伐倒者以外立入禁止としていますか？	
5	(伐倒方法) 偏心木や樹種等により裂け上がり懸念される場合は、ロープ等を追い口の上部に巻きつけたり、又は熟練者により追いつる切りを行う等していますか？	
6	(かかり木の処理) かかり木を放置することなく、速やかに処理していますか？ やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業従事者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止していますか？	
7	(かかり木の処理) 裏面・図3～図5参照 「かかり木にかかっている立木の伐倒」(図3)、「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)」(図4)及び「かかっている木の元玉切り」(図5)することを禁止していますか？	
8	(特別教育) 「伐木等の業務に係る特別教育」を実施していますか？ 注)令和2年8月1日施行の省令改正前の労働安全衛生規則第36条8号(大径木等)及び同規則第36条8号の2(チェーンソーを用いて行う立木の伐木等)の特別教育受講者は、補講が必要となります。	
9	(下肢の保護) 伐木作業時に、下肢を保護する切創防止用保護衣(防護ズボン、チャップス等)を着用させていますか？	
10	(緊急連絡体制の整備) 労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制が整備されていますか？	

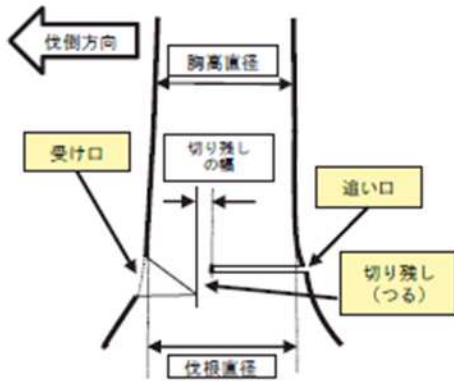


“労災による死亡者を、悲しみをゼロに”

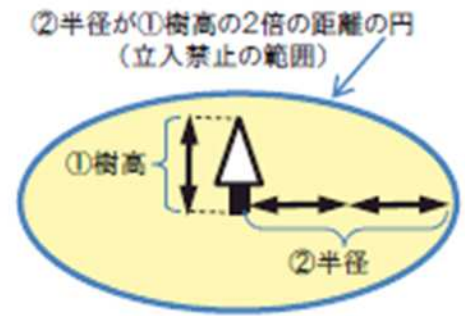


長野労働局・労働基準監督署

(令和5年1月更新)



(図1) 受け口、追い口等の関係図



(図2) 立入禁止の範囲



(図3) かかられている立木の伐倒



(図4) かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒 (浴びせ倒し)



(図5) かかっている木の元玉切り

チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画

(調査・記録での活用可能)

調査・記録：令和 年 月 日

作成：令和 年 月 日

第 回改定：令和 年 月 日

事業者名	印
調査・記録職氏名	
計画作成者職氏名	

事業場(現場・団地)名 作業場所(林班等) 作業班名		
作業責任者名・連絡先		
作業期間		自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日
作業地の概況	地形の状況	(傾斜) 平地 傾斜地 段差地 (傾斜地の場合)急傾斜 中間 ならぬ (平均的な傾斜 °) (斜面の向き)日照よい(南向き等) それ以外(北向き等) (留意点)
	地質・水はけの状況	(岩石地・崩壊地) 大きい 中間 小さい (留意点)
		(転石・浮石) 多い 中間 少ない (留意点)
		(水はけ) よい 中間 悪い (留意点)
	埋設物・架空線の近接の状況	(埋設物) 無 有 () (留意点)
		(架空線) 無 有 () (留意点)
	伐倒対象の立木の状況	(樹種) スギ ヒノキ その他 () (樹齢) ()年生が主体 (大きさ)胸高直径(cm程) 樹高(m程) (大きさのばらつき)多い 中間 少ない (留意点) (立木の密度) 密 中間 疎 (留意点)
	つるがらみ、枝がらみの状況	(つるがらみ) 無 有 (留意点)
		(枝がらみ) 無 有 (留意点)
	枯損木等の状況	(枯損木) 無 有 (留意点)
(風倒木) 無 有 (留意点)		
下層植生の状況	(かん木) 密 中間 疎 (留意点)	
	(草本) 密 中間 疎 (留意点)	
作業計画の内容	作業の方法	チェーンソーの使用 車両系木材伐出機械の使用 その他 ()
	伐倒の方法	間伐(定性 列状) 皆伐 択伐 切捨て その他()
	伐倒の順序	尾根部から谷部へ 谷部から尾根部へ その他()
	かかり木の処理の方法	車両系木材伐出機械 フェリングレバー ロープ その他()
	退避場所設定標示	テープ表示 その他()
	立入禁止設定標示	標識看板 縄張り カラーコーン その他()
	合図の方法	笛 トランシーバー 手旗 その他()
	伐倒木等転落・滑動防止措置	杭止め 支柱 下方の立入禁止 その他()
	その他安全対策	

作業を行う場所・作業の方法の概略図

緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入することが可能であること。
 なお、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。

作業班	事業者名	チェーンソー使用有無	チェーンソーメーカー	台数
		有 無		
		有 無		
		有 無		
緊急時の対応	緊急車両の走行経路、緊急連絡先	林班 小班	GPS緯度： 経度：	
		消防署(電話) 病院(電話)	緊急車両待合せ場所(林道等名称・位置)	
	携帯電話等・無線通信による通信可能範囲	会社(事務所)(電話)		
	備考	林道等名称・位置		

- (1)各欄については、作業の実態に応じて、印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
 (2)記入に当たっては、計画の実態に即した内容を記入すること。必要に応じて、項目の名称、記載事項の変更等を行うこととして差し支えないこと。また、「記入例」、裏面の「記入に係る留意事項等」を参考にすること。

(裏面) 記入に係る留意事項等

本様式については、以下の点に留意の上記入すること。

1. 基本的な事項

- (1) 記入に当たっては、必ずしも、作業計画のすべてを本様式中に記入することを求めるものではなく、必要に応じて別紙等を添付することとして差し支えないこと。なお、その場合には、別紙等を含めて、確実に労働者に周知すること。
- (2) チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業のための調査及び記録を行う場合であっても、本様式の様式を活用することは可能であること。
- (3) 事業者は、この標準的な様式を踏まえ、予め、各事業場の実態を踏まえた記入例を記入した様式を作成し、社内で配布することは望ましいこと。

2. 作業地の概況に係る留意事項

- (1) 本様式の各欄については、作業の実態に応じて、印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
- (2) 計画の実態に即した内容を記入することとし、必要に応じて、項目の名称、記入事項の変更等を行って差し支えないこと。また、「記入例」、「記入に係る留意事項等」を参考にすること。
- (3) 「留意点」の欄には、作業の実態に応じて、適宜、安全に作業を行う上で必要となる情報について記入すること。
- (4) 「作業責任者・連絡先」欄には、必要に応じて、「作業指揮者」等の関係者の職氏名を含めて記入すること。
- (5) 「地形の状況」の(傾斜)の欄には、平地であるか、傾斜地であるか、段差地であるか等を記入すること。
- (6) 「地形の状況」の(傾斜地の場合)の欄には、急傾斜か、なだらか、その中間であるか、さらには、平均的な傾斜(おおよその傾斜角度)を記入すること。
- (7) 「地形の状況」の(傾斜の向き)の欄には、南向き等により日照がよいか、それ以外か(北向き等により日照がよいといえないか等)を記入すること。
- (8) 「地質・水はけの状況」の(岩石地・崩壊地)の欄には、岩石地や崩壊地が占める場所が、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (9) 「地質・水はけの状況」の(転石・浮石)の欄には、転石や浮石が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。
- (10) 「地質・水はけの状況」の(水はけ)の欄には、水はけが、よいか、悪いか、その中間であるかを記入すること。
- (11) 「埋設物・架空線の近接の状況」の(埋設物)及び(架空線)の欄には、作業を行う場所での有無を、有る場合には、その物を記入すること。
- (12) 「伐倒対象の立木の状況」の(樹種)の欄には、スギであるか、ヒノキであるか、それ以外である場合には、その樹種を記入すること。
- (13) 「伐倒対象の立木の状況」の(樹齢)の欄には、伐倒対象の立木のうち、主体となる樹齢を記入すること。なお、樹齢については、概ねの年数であって差し支えないこと。
- (14) 「伐倒対象の立木の状況」の(大きさ)の欄には、伐倒対象の立木における平均的な胸高直径、平均的な樹高を記入すること。なお、上限と下限を示す等により範囲を示す記入であっても差し支えないこと。
- (15) 「伐倒対象の立木の状況」の(大きさのばらつき)の欄には、伐倒対象の立木における胸高直径、樹高のばらつきの程度について、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (16) 「伐倒対象の立木の状況」の(立木の密度)の欄には、伐倒対象の立木の密度について、密集しているか(密)、疎らか(疎)、その中間であるかを記入すること。
- (17) 「つるがらみ、枝がらみの状況」の(つるがらみ)及び(枝がらみ)の欄には、伐倒対象の立木でのそれらの有無を記入すること。
- (18) 「枯損木等の状況」の(枯損木)及び(風倒木)の欄には、作業を行う場所での有無を記入すること。なお、必要に応じて、「かかり木状態の木の有無等の状況」を含めて記入すること。
- (19) 「下層植生の状況」の(かん木)及び(草本)の欄には、作業を行う場所において、各々が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。

3. 作業計画の内容に係る留意事項

- (1) 「作業の方法」の欄には、チェーンソーの使用の有無、車両系木材伐出機械の使用の有無を記入すること。また、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には、造材する順序等の必要な留意事項を記入すること。
- (2) 「その他安全対策」の欄には、様式中に記載されている対策以外の安全対策であって、リスクアセスメントの実施結果、過去に発生した労働災害やヒヤリハットの事例、危険予知の実施結果等を踏まえた措置を記入すること。

4. 作業を行う場所・作業を行う方法の概略図に係る留意事項

- (1) 事業者は、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。なお、作業を行う場所の範囲が狭い場合には、手書きにより概略図を記入することとして差し支えないこと。
- (2) 概略図には、「地形の状況」、「地質・水はけの状況」及び「埋設物・架空線近接の状況」等に関する情報を記入することが望ましいこと。
- (3) 安全対策を効果的に検討するために、次の情報を記入すること。
 - ア 労働災害の発生のおそれがある場所
 - (ア) 岩石地や崩壊地であるように、労働者が墜落・転落するおそれがある場所
 - (イ) 立木に、つるがらみ、枝がらみが多い等のように、かかり木が発生するおそれがある場所
 - (ウ) 枯損木、風倒木が多い等のように、幹や枝が飛来・落下等するおそれがある場所
 - イ 作業の方法
 - (ア) 作業を行う場所が近接して複数ある場合には、作業着手の順番(どの場所から作業を開始して、どのように作業を行うのか。)がわかるように、必要な情報を記入すること。
 - (イ) 立木の伐倒方向がわかるように、その方向を矢印等で記入すること。

5. その他

- (1) 「緊急車両の走行経路、緊急連絡先」の欄には、緊急車両が林道等に至る一般道からの入り口、緊急車両が通行できる林道等、林道等において、緊急車両の待機が可能である場所等を記入すること。
- (2) 「携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲」の欄には、移動体通信(携帯電話(スマートフォンを利用する場合を含む。))及びPHS、)又は無線通信(トランシーバーを含む。)による通信が可能である範囲を記入すること。

無資格者のチェーンソーによる伐木は違法です

すべての業種で、木の太さにかかわらず、法令に基づく特別教育を行っていない労働者に立木の伐木等業務（注1）を行わせることは違法です。

県内では様々な業種で、チェーンソーの伐木作業の死亡災害が多発しています。プロの伐採業者（林業）でも県内で死亡災害が発生している大変危険な作業です。伐木作業は専門業者に依頼するなどし、違法作業を絶対にしないでください。

なお、2020年8月の改正特別教育規程適用により教育の時間数等が追加され、改正前の特別教育を行った労働者には追加の特別教育の実施が必要です。また、切創防止用保護衣（注2）の着用のないまま、これら作業をさせることも違法です（2019年8月～）。

（注1）チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理、造材の業務（労働安全衛生規則36条）

（注2）いわゆるチャップス（JIST8125-2または同等以上）（労働安全衛生規則485条等）

長野県内の死亡災害 [林業以外]

2022年2月 建設業	斜面で支障木（樹高：約20m、アカマツ）にチェーンソーで受け口（地上1m強）と追い口を入れ、同樹木の高さ約9mに取り付けたワイヤーロープをチルホールで巻き取って伐倒したところ、伐倒木の根元部が地面に当たった際に跳ね上がり、伐倒木から見て斜面下方の近くで作業を監視していた被災者に激突した。
2021年10月 ゴルフ場	ゴルフ場のコース整備作業において、チェーンソーを用いてアカマツの造材作業（枝払い・玉切り作業）を行っていた作業者が、その原木の下敷きとなり、死亡した。
2020年4月 バス業	バス路線の道路付近の斜面において、チェーンソーを用いて立木の伐倒作業を行っていたところ、伐倒木が頭部に激突し、死亡した。

【参考】チェーンソーによる伐木等業務の「特別教育」は、林業・木材製造業労働災害防止協会（林災防）長野県支部などが行っています

『林業・木材製造業労働災害防止協会 長野県支部』

<https://rinsaibou-nagano.jp/>

林災防 長野

検索

